表11 業務上疾病の新規支給決定件数

大	5	類	佐佐公箱佰日		年	度	
13	大一小	\ CODE	疾病分類項目	1999	2000	2001	2002
13 の競遣の疾患 全てCODE13に含まれるかどうかは定かではない (46) (46) (46) (46) (47) (47) (47) (48) (48) (48) (48) (48) (48) (48) (48	_		業務上の負傷に起因する疾病	4,658	4,344	4,600	4,650
「災害性虚血性心疾患等 ここに記載したが、CODE24に含まれるものと思われる] (5) (4) (2) 14 届、骨軽及び末梢神経等神経系の食電による皮膚、筋肉、骨及び胸膜の臓器の疾患 (6) (6) (7) 17 等 所の胸腺部膜器の疾患 (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7)		13		348	364	331	370
14 脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋织 骨及び胸腹が顕起の疾患 15 86 72 75 76 77 76 77 77 78 78 78			[災害性脳血管疾患 全てCODE13に含まれるかどうかは定かではない]	(46)	(48)	(54)	
1			[災害性虚血性心疾患等 ここに記載したが、CODE24に含まれるものと思われる]	(5)	(4)	(2)	
1		14	脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	95	86	72	61
特性又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による膝痛を除く)		17		279	268	282	228
20 皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症 127 86 104 21 業務上の負傷又は異物の侵入、発菌による眼疾患その他の開題の疾患 588 555 547 24 CODE 13から 23年 では見ずるもの以外の業務上の負傷に起因する業務性難能等の耳の疾患 20 52 26 27 (有声が線による疾病) 684 718 824 7 (有声が線による疾病) 684 718 824 7 (有声が線による疾病) 684 718 824 7 (有声が線による疾病) 7 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		18	負傷 (急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛	3,061	2,749	3,106	3,170
21		19	脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)	79	131	91	93
23		20	皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	127	86	104	122
24		21	業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	598	555	547	512
物理的因子による次に掲げる疾病		23	爆発その他事故的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	51	53	41	52
1 25		24	CODE13から23までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	20	52	26	42
1 25	=	-	物理的因子による次に掲げる疾病	684	718	824	754
1 25 紫外線にさらされる業務による前限部疾患又は皮膚疾患 3 6 6 6 2 26 赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白り障等の眼疾患又は皮膚疾患 2 3 7 1 1 1 28 27 29 29 等の放射線眼疾患、あ射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射 3 3 0 3 3 0 3 3 3 0 3 3			(有害光線による疾病)				
3 27	1	25	紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	3	6	6	4
4 28 マイクロ波にさらされる業務による自内障等の眼疾患 電離放射線にさらされる業務による自内障等の眼疾患 電離放射線にさらされる業務による自内障等の過血器障害、骨壊死その他の放射 3 3 0 以線障害 (皮膚障害) (3) (日内障) (3) (自内障) (3) (自大時) (3) (自大時) (3) (自大時度) (3) (日内障) (3) (自大時度) (3) (日内障) (3) (自大時度) (3) (日内障) (3) (自大時度) (3) (日内障) (4) (自大時度) (4) (日本日間) (5) (日本日間) (5) (日本日間) (5) (日本日間) (5) (日本日間) (6) (1) (6) (1) (6) (1) (6) (1) (5) (2) (4)	2	26	赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患			1	
電影放射線にさらされる業務による急性放射線底、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障	3	27		2	3		
1	4	- 28	マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患				
(自内障) (急性放射線症) (再生不良性貧血) (造血器障害) (異常気圧による疾病) 高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病 16 12 8 7 32 気圧の低い場所における業務による高山病又は航空滅圧症 2 2 3 3 (異常温度条件による疾病) 8 33 暑熱な場所における業務による熱中症 77 89 182 9 34 高熱物体を取り扱う業務による熱味 62 65 73 10 35 寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による熱糖等の耳の疾患 499 515 532 12 38 超音波にさらされる業務による計場が定めて疾病 499 515 532 12 38 超音波にさらされる業務による計場が定めて疾病 2 1 1 1 1 36 39 理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	5	29	等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射	3			1
(急性放射線症) (再生不良性貧血) (造血器障害) (異常気圧による疾病) 6 31 高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病 16 12 8 気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症 2 2 3 3 気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症 2 2 3 3 2 気圧の低い場所における業務による熱中症 77 89 182 9 34 高熱物体を取り扱う業務による熱傷 62 65 73 10 35 寒冷な場所における業務とは他温物体を取り扱う業務による兼傷 18 22 17 11 36 著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患 499 515 532 12 38 超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			(皮膚障害)		(3)		
(再生不良性貧血) (造血器障害) (異常気圧による疾病) 高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病 16 12 8 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5			(· · · · · ·)				
(造血器障害) (異常気圧による疾病) (異常気圧による疾病) (異常気圧による疾病) (異常気圧による疾病) (異常温度条件による疾病) (異常温度条件による疾病) (異常温度条件による疾病) (異常温度条件による疾病) (異常温度条件による熱中症 2 2 3 3 182 182 183 182 183 183 182 183 183 183 183 183 183 183 183 183 183				(3)			
(異常気圧による疾病) 6 31 高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病 16 12 8 7 32 気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症 2 2 3 3 (異常温度条件による疾病) 8 33 暑熱な場所における業務による熱情 77 89 182 9 34 高熱物体を取り扱う業務による熱傷 62 65 73 10 35 寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による兼傷 18 22 17 11 36 著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患 499 515 532 12 38 超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1							
6 31 高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病							
7 32 気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症 2 2 3 (異常温度条件による疾病)		-					
(異常温度条件による疾病) 8 33			高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病				13
8 33 暑熱な場所における業務による熱中症 9 34 高熱物体を取り扱う業務による熱傷 62 65 73 10 35 寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷 18 22 17 11 36 著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患 499 515 532 12 38 超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死 1 から12(CODE25から38)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付殖する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病 5 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病 1 1 1 40 重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱 2 41 虚物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛 3 42 さく岩機、鋭打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の抹梢循環障害、抹梢神経障害又は運動器障害 せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱離若しくは腱周囲の炎症又は頚肩腕症候群	7	32		2	2	3	3
9 34 高熱物体を取り扱う業務による熱傷 62 65 73 73 73 73 74 717 75 75 75 75 75 75 7							
10 35 寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷 18 22 17 17 17 18 22 17 18 25 17 18 25 17 18 27 17 18 28 28 28 28 28 28 28						-	177
11 36 著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患 499 515 532 2 1 1から12 (CODE25から38) までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病 1 1 1 1 1 1 1 1 1							46
2 38 超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死 2 1 1から12(CODE25から38)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病 1,727 1,595 1,514 1,4 1 40 重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱 286 241 179 2 41 重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛 27 48 44 44 27 24 24 25 25 25 25 25 25							12
1					515		498
理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病 1,727 1,595 1,514 1,4			1から12 (CODE25から38) までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物	2	1		
1 40 重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱 286 241 179 2 41 重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛 27 48 44 3 42 さく岩機、鋲打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の抹梢循環障害、抹梢神経障害又は運動器障害 912 784 717 4 世ん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頚肩腕症候群 496 507 558			理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病				
2 41 重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛 27 48 44 3 42 さく岩機、鋲打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の抹梢循環障害、抹梢神経障害又は運動器障害 912 784 717 4 世ん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頚肩腕症候群 496 507 558	Ξ		身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	1,727	1,595	1,514	1,448
2 41 腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛 27 48 44 3 42 さく岩機、鋲打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の抹梢循環障害、抹梢神経障害又は運動器障害 912 784 717 4 せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頚肩腕症候群 496 507 558	1	40	重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱	286	241	179	147
3 42 手指、前腕等の抹梢循環障害、抹梢神経障害又は運動器障害 912 784 717 せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頚肩腕症候群 496 507 558	2	41		27	48	44	65
4 用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、 496 507 558 腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頚肩腕症候群	3	42		912	784	717	632
43 (手指の痙攣又は書痙)	4		用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、	496	507	558	590
		43	(手指の痙攣又は書痙)				

分類		類			年度				
大	小	CODE	∦ 疾病分類項目 	1999	2000	2001	2002		
		44	(手指、前腕、等の腱鞘若しくは腱周囲の炎症)						
		45	(頚肩腕症候群)						
	5	46	1から4(CODE40から45)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体	6	15	16	14		
	5	40	に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	0	15	10	14		
四			化学物質等による次に掲げる疾病	200	227	154	203		
	1	47	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)にさらされる業務による	113	103	84	110		
	_		疾病であって、労働大臣が定めるもの(151項目の内訳は表12参照)						
	_		[有機溶剤中毒 CODE47およびCODE55に含まれるものと思われる]	(31)	(17)	(14)			
			(合成樹脂の熱分解生成物による疾病)						
	2		弗素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務 による眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患	10	11	7	3		
		48	(フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患)	(8)	(5)	(5)	(2)		
		49	(塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患)	(2)	(6)	(2)	(1)		
	3	50	すず、鉱物由、うるし、タール、セメント、アミン糸の樹脂更増にさらされる業別による皮膚疾患	13	21	20	26		
	4	51	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	3	4	5	5		
	5	52	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさされる業 務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	5	4	1	2		
	6	53	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	6	8	7	8		
	7	54	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	18	25	13	17		
	8	55	1から7 (CODE47から54)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	32	51	17	32		
五		56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法(昭和35年法律第30号)に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則(昭和35年労働省令第6号)第1条各号に掲げる疾病	1,385	1,322	1,148	1,139		
			(管理4)	(342)	(316)	(254)	(194)		
			(肺結核)	(73)	(83)	(41)	(51)		
			(結核性胸膜炎)	(15)	(17)	(10)	(7)		
			(続発性気管支炎)	(950)	(932)	(795)	(854)		
			(続発性気管支拡張症)	(15)	(10)	(10)	(6)		
			(続発性気胸)	(29)	(27)	(38)	(27)		
六			細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病	132	159	157	224		
	1	57	患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染 性疾患	74	113	102	138		
	2	60	動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務による ブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	2	3		6		
	3	61	湿) 湿力 は は は は は は は は は は は は は は は は は は	9	12	8	13		
	4	62	屋外における業務による恙虫病	10	4	10	5		
	5	63	1から4(CODE57から62)までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細	37	27	37	62		
		03	菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	3/	21	31			
t			がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾 病	61	72	85	94		
	1	64	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	4	4	7	8		
	2	65	ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	3	4	4	1		
	3	66	4アミノジフエニルにさらされる業務による尿路系腫瘍						
	4	68	4-二トロジフエニルにさらされる業務による尿路系腫瘍						
	5	69	ビス (クロロメチル) エーテルにさらされる業務による肺がん				1		

7 71 石綿にさらされる業務による肺がんフは中皮腫	52 (18) (34) 1 (1)	(33)	77 (22) (55)
7 71 石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫 (石綿に曝される業務による肺がん) (石綿に曝される業務による中皮腫) (25) (25) 8 72 ベンゼンにさらされる業務による白血病 塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫 電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫又は甲状腺がん (電離放射線にさらされる業務による白血病) (1) (電離放射線にさらされる業務による肺がん) (電離放射線にさらされる業務による皮膚がん) (電離放射線にさらされる業務による骨肉腫) (電離放射線にさらされる業務による甲状腺がん) 11 11 83 オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍 12 84	(18)	(21)	(22)
(石綿に曝される業務による肺がん) (17) (石綿に曝される業務による中皮腫) (25) 8 72 ベンゼンにさらされる業務による白血病 塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫 塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫 電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫又は甲状腺がん 1 (電離放射線にさらされる業務による白血病) (1) (電離放射線にさらされる業務による白血病) (1) (電離放射線にさらされる業務による肺がん) (電離放射線にさらされる業務による肺がん) (電離放射線にさらされる業務による皮膚がん) (電離放射線にさらされる業務による皮膚がん) (電離放射線にさらされる業務による皮膚がん) (電離放射線にさらされる業務による皮膚がん) (電離放射線にさらされる業務による皮膚がん) (電離放射線にさらされる業務による皮膚がん) (電離放射線にさらされる業務による皮膚がん) (電離放射線にさらされる業務による皮膚がん) (電離放射線にさらされる業務による皮膚がん) (電離放射線にさらされる業務による尿路系腫瘍) マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	(18)	(21)	(22)
(石綿に曝される業務による中皮腫)(25)8 72ベンゼンにさらされる業務による白血病9 81塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫9 81塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫10 82電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫又は甲状腺がん(電離放射線にさらされる業務による白血病)(1)(電離放射線にさらされる業務による肺がん)(電離放射線にさらされる業務による皮膚がん)(電離放射線にさらされる業務による皮膚がん)(電離放射線にさらされる業務による皮膚がん)(電離放射線にさらされる業務による甲状腺がん)(電離放射線にさらされる業務による甲状腺がん)オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	(34)	(33)	
8 72 ベンゼンにさらされる業務による白血病 9 81 塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫 9 81 塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫 10 82 電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫又は甲状腺がん 1 (電離放射線にさらされる業務による自血病) (1) (電離放射線にさらされる業務による皮膚がん) (電離放射線にさらされる業務による皮膚がん) (電離放射線にさらされる業務による甲状腺がん) (電離放射線にさらされる業務による甲状腺がん) オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍 マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	1	1	(55)
9 81 塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫 9 81 塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫 10 82 電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫又は甲状腺がん 1 (電離放射線にさらされる業務による肺がん) (電離放射線にさらされる業務による皮膚がん) (電離放射線にさらされる業務による皮膚がん) (電離放射線にさらされる業務による皮膚がん) (電離放射線にさらされる業務による甲状腺がん) オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍 12 84 マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍			
9 81 塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫 10 82 電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫又は甲状腺がん 1 (電離放射線にさらされる業務による白血病) (1) (電離放射線にさらされる業務による肺がん) (電離放射線にさらされる業務による皮膚がん) (電離放射線にさらされる業務による骨肉腫) (電離放射線にさらされる業務による甲状腺がん) 11 83 オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍 12 84 マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍			
10 82 電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫又は甲状腺がん 1 (電離放射線にさらされる業務による白血病) (1) (電離放射線にさらされる業務による肺がん) (電離放射線にさらされる業務による皮膚がん) (電離放射線にさらされる業務による骨肉腫) (電離放射線にさらされる業務による甲状腺がん) 11 83 オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍 12 84 マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍			
(電離放射線にさらされる業務による白血病) (1) (電離放射線にさらされる業務による肺がん) (電離放射線にさらされる業務による皮膚がん) (電離放射線にさらされる業務による骨肉腫) (電離放射線にさらされる業務による甲状腺がん) 11 83 オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍 マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍			<u> </u>
(電離放射線にさらされる業務による肺がん) (電離放射線にさらされる業務による皮膚がん) (電離放射線にさらされる業務による骨肉腫) (電離放射線にさらされる業務による甲状腺がん) オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍 12 84 マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	(1)		
(電離放射線にさらされる業務による皮膚がん) (電離放射線にさらされる業務による骨肉腫) (電離放射線にさらされる業務による甲状腺がん) 11 83 オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍 12 84 マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍			
(電離放射線にさらされる業務による骨肉腫) (電離放射線にさらされる業務による甲状腺がん) 11 83 12 84 マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍 マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	\dashv		
(電離放射線にさらされる業務による甲状腺がん) 11 83 オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍 12 84 マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍		(1)	
11 83 オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍 12 84 マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	$\overline{}$		
12 84 マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍			
(こ) これた) 金工(三つの) 多大(が) (この) (この) (この) (この) (この) (この) (この) (この			
13 85 コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん 4	6	15	5
14 86 クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん 6	4	4	2
(クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん) (5)	(4)	(3)	
(クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による上気道のがん) (1)		(1)	
15 87 ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん			
(ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん)			
(ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による上気道のがん)			
40 00 砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物			
16 90 を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん			
(砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合			
物を製造する工程における業務による肺がん) (1)			
(砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合			
物を製造する工程における業務による皮膚がん)			
17 91 すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	1		
1から17 (CODE64から91)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他が			
18 92 ん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因			
することの明らかな疾病			
八 93 前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病 1	0	0	1
九 93 その他業務に起因することの明らかな疾病 121	146	259	532
[じん肺症患者に発生した肺がん] (25)	(24)	(43)	(113)
[非災害性脳血管疾患] (49)	(48)	(96)	(202)
[非災害性虚血性心疾患等] (32)	(37)	(47)	(115)
[精神障害等] (14)	(36)	(67)	(112)
合計 8,969 8,	583	8,741	9,045
A: 具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計 8,773	8,343	8,411	8,405
B: 包括的救済規定に係る業務上疾病 (その他業務に起因することの明らかな疾病)の合計		000	212
A/ (A+B) 97.8%	240	330	640

分類」の「CODE」は「傷病性質コード」。(1)同一労働災害で異なる性質の疾病を受けた場合又は同一の業務で異なる有害因子を二以上うけて複合的な疾病が発生した場合は、比較的重い傷病性質により分類すること。 (2) その数種の傷病の重さが同程度である場合は、この表の上位のコード(小さな番号)に分類する。 (3) がんについては、すべて64から92までのいずれかに分類する。 (4) 原疾患に付随して生じた疾病については、原疾患と同一コードに分類する。 (5) 原疾患に付随して生じた疾病については、原疾患と同一コードに分類する。 (6) 原疾患に付随して生じた疾病については、原疾患と同一コードに分類する。